

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人中川兼雄の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、原判決は、所論のごとき承諾を予見したという判断をしていない。されば、所論は原判示と異なる別個の判断を想定しこれを前提とするもので、刑訴四〇五条三号の上告理由として採用し難い。同第二点並びに被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	三	郎
裁判官	入	江	俊	郎